

令和8年鎌ケ谷市農業委員会第6回定例総会会議

鎌ケ谷市農業委員会会長時田將は、令和8年鎌ケ谷市農業委員会第6回定例総会を鎌ケ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和8年6月9日（火） 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 11名

1. 古川 和昭 委員	2. 高橋 雅浩 委員	3. 川村 誠司 委員
4. 石井 晃 委員	5. 板橋 睦男 委員	6. 熊谷 弘和 委員
7. 石井 正美 委員	8. 奥山 喜和子委員	9. 時田 將 委員
10. 山田 芳裕委員	11. 皆川 利一委員	

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

大野 辰夫 委員	飯田 展久 委員	尾形 真宏 委員
鈴木 久夫 委員	渋谷 庄司 委員	

3 事務局出席者

出席職員 3名

事務局長 市村 昌子	主査 浅海 一洋	主査補 鈴木 庸平
------------	----------	-----------

4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について
- ・議事

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
報告第1号	農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について	1件
報告第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について	3件
報告第3号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について	2件

5 開 会 午後4時00分

時田 議長 ただいまの出席委員は農業委員が11名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和8年鎌ケ谷市農業委員会第6回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

時田 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、

1番、古川和昭委員、

2番、高橋雅浩委員を指名いたします。

時田 議長 お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

時田 議長 ご異議なしと認め、議案第 1 号より逐次審議いたします。
 今回の現地調査班は 1 班です。
 川村誠司班長より総括報告をお願いいたします。

川村 班長 議長

時田 議長 川村誠司班長

川村 班長 1 班の現地調査の報告をいたします。
 6 月 2 日午後 2 時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班
 員 4 名、時田会長、山田会長職務代理者、事務局職員 3 名と共に現地調査
 を実施しました。
 提出された案件は、農地法第 5 条の規定による許可申請について 3 件で
 す。
 1 班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご
 審議のほど、よろしくお願いいたします。
 なお、詳細につきましては班員より報告いたします。
 以上で 1 班の総括報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

時田 議長 それでは、議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、審
 議番号 1 を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

鈴木主査補 議長

時田 議長 鈴木主査補

鈴木主査補 議案書の 3 ページをご覧ください。
 議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、審議番号 1 を
 ご説明いたします。
 申請地は、畑 4 筆、合計面積 6, 5 0 4 平方メートルの所有権移転によ
 る車両及び資材置場用地です。
 申請理由は、譲受人は、土木業を営んでおり、現在 3 か所の車両置場等
 を有していますが、利便性が悪く、また敷地も狭いこと、今後の事業拡大
 も見込んでおり、新たに施設を設けて 1 か所にまとめる計画であることか
 ら、転用計画は妥当なものであると思われます。
 周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、敷地内を砂利
 敷きにするることによる自然浸透とします。
 農地区分につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、
 甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地
 であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の
 低い農地等であることから、第 2 種農地に該当します。代替性につきまし
 ては、現場等への交通の利便性が良いことから、他の土地では代替えがき

かないものと思われます。

資金につきましては、自己資金で賄うとのことであり、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

なお、信用につきましては、特に違反等がないことから、問題はないものと思われます。

以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

鈴木 委員 議長

時田 議長 鈴木久夫推進委員

鈴木 委員 議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、審議番号 1 を報告いたします。

6 月 2 日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑 4 筆、合計面積 6, 5 0 4 平方メートルの現況更地です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、申請地の奥側の法面の必要性について確認したところ、申請地境界から約 1 メートル程度高さがあるため、法面にするとのことでした。

次に、前面道路は交通量が多く、出入口が交差点になり信号機があることから、工事期間中は基より、使用時に関しても車両の出入りには十分注意すること、また、他の施設と出入口を共用することから、他の施設と危険防止や盗難防止対策について事前に協議すること、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出するとともに、使用 6 か月後に転用事実確認証明願を提出し、地目変更をすること、なお、事業計画等に変更が生じた場合は、事前に農業委員会事務局に相談することを指導しました。最後に、関係各課から意見照会による意見書の受領及び受領の署名をお願いしました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号 1 について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご

異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。

時田 議長 続きまして、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2を議題といたしますが、審議番号2及び審議番号3は内容により一括審議としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり。)

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

鈴木主査補 議長

時田 議長 鈴木主査補

鈴木主査補 同じく、議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2及び審議番号3を一括してご説明いたします。

審議番号2は、田1筆、面積419平方メートルで、審議番号3が、田1筆、面積409平方メートルの賃借権による車両置場用地です。

申請理由は、譲受人は、運送業を営んでおり、既存の車両置場が3か所ありますが、事業拡大により新たな車両置場を増設するもので、転用計画は妥当なものであると思われます。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、敷地内を砂利敷きにすることによる自然浸透とし、周囲を波板及び堰堤で囲うことにより土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であることから、第2種農地に該当します。代替性につきましては、会社及び現場等への交通の利便性が良いことから、他の土地では代替えがきかないものと思われます。

資金につきましては、自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

なお、信用につきましては、本申請地を違反転用したことから、始末書の提出による追認許可となり、違反転用を是正したものと考え、特に問題はないものと思われます。

以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

高橋 委員 議長

時田 議長 2番、高橋雅浩委員

高橋 委員

議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、審議番号 2 及び審議番号 3 を一括して報告いたします。

6 月 2 日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、田 2 筆、合計面積 8 2 8 平方メートルの違反転用地です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、パレット置場も砂利敷きにするのか確認したところ、そのとおりであるとのこと、駐車区画が土地利用計画図と現状が合っていないことを確認したところ、現状が正しいとのことであったため、本日、修正された土地利用計画図を確認しました。次に、土砂流出抑制として一部に堰堤を設置するとのことだったので、継続的に修復すること、前面道路は幅員が狭いことから、工事期間中は基より使用時においても車両の出入りには十分注意すること、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出するとともに、使用 6 か月後に転用事実確認証明願を提出し、地目変更をすること、なお、事業計画等に変更が生じた場合は、事前に農業委員会事務局に相談することを指導しました。また、再度、違反等があった場合、是正措置となることを周知しました。最後に、関係各課から意見照会による意見書の受領及び受領の署名をお願いしました。現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長

なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長

それでは、採決をいたします。

審議番号 2 及び審議番号 3 について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長

全員賛成により、審議番号 2 及び審議番号 3 は可決されました。

時田 議長

以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告第 1 号から報告第 3 号までを事務局から報告願います。

鈴木主査補

議長

時田 議長

鈴木主査補

鈴木主査補

それでは、議案書の 4 ページから 5 ページをご覧ください。

報告第 1 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について 1 件、報告第 2 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について

3 件の合計 4 件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の 6 ページをご覧ください。

報告第 3 号引き続き農業経営を行っている旨の証明について 2 件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、いずれも農地として耕作されていたので、事務局長専決により、証明書を発行いたしました。

以上です。

時田 議長

ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

時田 議長

以上で、令和 8 年鎌ヶ谷市農業委員会第 6 回定例総会を閉会いたします。皆様ご苦労様でした。

閉会 午後 4 時 2 0 分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和 8 年 7 月 8 日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 時田 將

鎌ヶ谷市農業委員会委員 高橋 雅浩

鎌ヶ谷市農業委員会委員 古川 和昭